

災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本UAS産業振興協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるドローンによる支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奈良県内において地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が連携して災害対応を円滑に実施することを目的として、必要な基本事項を定めるものとする。

（支援活動の内容）

第2条 甲が乙に対し要請することができる支援活動の内容は、次のとおりとする。

- （1）奈良県内の被災地等におけるドローンによる調査、情報収集及び物資の運搬
- （2）前号の活動の実施にあたり必要となる操縦者の派遣、機体の提供、許認可等の手続及び他機関との調整
- （3）第1号の活動により得られた映像等のデータの提供
- （4）前3号のほか、甲乙協議により必要と認められる活動

（支援要請の手続）

第3条 甲は、奈良県内において地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の支援活動が必要であると認めたときは、乙に対し協力を要請する。

2 甲は、前項の要請を行うときは、「災害時におけるドローンによる支援要請書（第1号様式）」により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときには、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援活動の実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限りその要請に応ずるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき支援活動を行うに当たっては、関連法令を遵守するとともに、甲との密接な連絡をとり、安全で円滑な活動に努めなければならない。

3 乙は、支援活動を行うに当たり、損害賠償責任保険その他必要な保険に加入しているドローンを使用するものとする。

(支援活動の報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき支援活動を行ったときは、終了後速やかに、「災害時におけるドローンによる活動報告書（第2号様式）」により、その内容を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(支援活動の費用負担)

第5条 この協定に基づき、乙が実施した支援活動に要した費用については、当該災害の直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項の費用について、活動終了後、乙からの請求書を収受した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(秘密の厳守)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づき実施した支援活動中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(損害補償)

第8条 この協定に基づき乙が実施した支援活動に伴い、乙が手配した事業者又は第三者に損害が生じたときは、明らかに甲の責任に起因する場合を除き、乙の負担において補償するものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、その者の責に帰すことができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和39年9月奈良県条例第14号）」を準用し、甲がその損害を補償する。ただし、当該従事者が、同一事故において、他の法令による療養その他の給付又は補償を受けたときは、その給付又は補償の限度において、甲は、損害賠償の責を免れるものとする。

(映像等の著作権)

第10条 この協定に基づき乙が撮影した映像等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は甲に帰属するものとし、乙が当該映像を利用する場合は、甲の承諾を要するものとする。ただし、災害対応を円滑に実施することを目的に、当該災害の関係機関と情報共有を行う必要がある場合には、当該承諾を要しないものとし、この場合には、乙は当該映像等を提供後、甲に報告するものとする。

(連絡窓口)

第 11 条 甲及び乙は、この協定に係る連絡担当者を選任して互いに届け出るものとし、当該担当者に変更が生じたときは、その都度速やかに届け出るものとする。

(平常時における協力体制)

第 12 条 甲及び乙は、この協定に基づく支援活動が円滑に行われるよう、甲は、必要がある場合には、要請により活動できる内容及び連絡体制等を乙に照会することができる。

2 甲及び乙は、日頃からの情報の共有、各種訓練等への参加その他防災に関する相互協力を積極的に進めるように努めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の締結期間は、協定締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、期間満了の翌日より 1 年間延長し、その後も同様とする。

(協 議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

(甲) 奈良県奈良市登大路町 3 0

奈良県知事 山下 真

(乙) 東京都文京区本郷五丁目 33 番 10 号 いちご本郷ビル 4F
一般社団法人日本 U A S 産業振興協議会

理 事 長 鈴木 真二

一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会
理事長 様

奈良県知事

災害時におけるドローンによる支援要請書

「災害時におけるドローンによる物資輸送等に関する協定」の第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 奈良県要請 担当者	所属		職名	
	氏名		電話番号	
2 要請内容	<input type="checkbox"/> 応急物資の運搬に関する事	* 医薬品・応急資機材・食糧などを記載 (重量や規格、数量、温度管理の要否などがわかれば記載)		
	<input type="checkbox"/> 操縦者の派遣に関する事	* 人数などを記載		
	<input type="checkbox"/> 機体の提供に関する事	* 台数などを記載		
	<input type="checkbox"/> その他	* 上記以外に必要となる情報を記載		
3 活動場所	* EDiSON (エジソン) の地点情報もわかれば記載			
4 活動期間				
5 備考				

※運搬する応急物資物の情報については、重量、規格など機体選定に必要な情報とすること。

奈良県知事 様

一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会
理事長

災害時におけるドローンによる活動報告書

「災害時におけるドローンによる物資輸送等に関する協定」の第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 活動内容	<input type="checkbox"/> 応急物資の運搬に関する事	* 医薬品・応急資機材・食糧などを記載 (重量や規格、数量、温度管理の要否などがわかれば記載)
	<input type="checkbox"/> 操縦者の派遣に関する事	* 人数などを記載
	<input type="checkbox"/> 機体の提供に関する事	* 台数などを記載
	<input type="checkbox"/> その他	* 上記以外に必要な情報を記載
2 活動場所	* EDiSON (エジソン) の地点情報もわかれば記載	
3 活動期間		
4 活動実施者		
5 備考		

※第3条に基づいた要請内容との相違（経費増等の要因）がわかる情報を記載すること。